

呉服商雁金屋の会計文書が示すもの

— 上流武家の呉服注文に関わる顧客・呉服商間の会計処理について —

Research on the accounting document of Karigane-ya
Accounting between customer and kimono maker in the process of clothes order by
upper class samurai women

長崎 巖

Iwao NAGASAKI

はじめに

筆者はこれまで、江戸時代の大手呉服商における呉服販売の実態、すなわち受注・制作・納品などに関する研究を継続的に行ってきた。これらに関する文献資料は非常に限られており、中心となるものは、桃山時代から江戸時代前期にかけて栄えた呉服商雁金屋と、江戸時代中期からこれに取って代わるように繁栄した越後屋に残されていた呉服受注に関わる文書資料である。

本研究は、筆者が科学研究費補助金を得て行った基盤研究C「近世呉服注文・制作に関する研究」(2013年～2015年)、及び本学の平成28年度総合文化研究所研究助成による「千代田城大奥女性の服飾に見られる特徴と大奥における呉服注文の実態に関する調査研究」をきっかけとして特に関心を深めた、江戸時代における武家女性の呉服注文に関する事項のうち、いまだ触れていなかった、受注者である呉服商と発注者である大奥との間の会計処理の実態を、雁金屋に残された会計文書類を通じて明らかにしようとするものである(註1)。また本件研究で用いる呉服商雁金屋の文書資料は、同じく筆者が科学研究費補助金を得て行っている基盤研究C「小袖雛形本・型染見本帳・色見本帳等の所在及び現存状況に関する研究」(2016年～2018年)に関連する研究の中で、小袖雛形本・型染見本帳・色見本帳等の資料が出現する以前の呉服注文関連資料として調査を行っているものでもある。

1. 雁金屋の呉服関係文書について

江戸時代初期から中期にかけて活躍した呉服商の雁金屋尾形家は、三代当主宗伯(寛永8年<1631年>没)が浅井長政の愛顧を受けたことから、その三人の娘、豊臣秀吉側室淀殿(茶々)・京極高次正室常高院(初)・徳川秀忠正室崇源院(江)の呉服注文を受けていたほか、秀吉の正室高台院(おね)や豊臣秀頼・徳川家康・秀忠などからも呉服注文を受けている。その後も、宗伯の長男宗甫が継いだ雁金屋と、宗甫の異母弟である宗謙が継いだ雁金屋は、ともに秀忠と崇源院の娘で後水尾天皇の中宮となった東福門院(和子、1607～78年)から大量の呉服注文を受けていた。

雁金屋のこうした呉服注文に関する文書が、宗謙の次男である尾形光琳の息子寿市郎の養子先である小西家(現在は大阪市立美術館と京都国立博物館)に伝わっている。これらの文書は、山根有三『小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究』(昭和37年・中央公論社)に活字化され収録されているが、本稿では、文書の名称に関しては、文書の包や文書の文頭に実際に記されている場合には、できるだけこれを用いることにする。

小西家に伝来した一連の雁金屋関係文書の中には、東福門院及びその関係者から受けた万治4年(1661年)及び寛文3年(1663年)の呉服注文を記した『御画帳』、延宝6年(1678年)

正月から9月までの間に東福門院から受けた呉服注文の内容を記した『女院御所様御用御呉服諸色調上申代付之御帳』のほか、慶長7年(1602年)に雁金屋が受けた呉服注文を記した『御染地之帳』(註2)や、徳川秀忠夫人崇源院(江)付きの老女が雁金屋に発注した際の呉服注文書も含まれている。

これら呉服注文書には、包み紙に「慶長十九年まときさま御あつらへふん」と墨書するものと、「女院様御用之節江戸様よりこふく代下しおかれ候御ちうもんとも也」と墨書するものの2種があり、このうち前者は、慶長19年(1614年)に江戸から発注された將軍徳川秀忠や大御所家康など男性向けの呉服注文を中心に、御臺所の呉服注文なども記している。一方後者は、元和2年(1616年)に東福門院から呉服注文を受けた際に、江戸から受けた秀忠・家康等の呉服注文や幼い親族たちのための呉服注文をも、ともに記したものである。

同じく「徳川秀忠大奥呉服注文書」と呼ばれている資料も、制作年未詳ながら、記述されている注文内容や注文主(着用予定者)と推測される人々の名前などから、上記2種類の資料とはほぼ同時期に制作されたと考えられる。

このほか、雁金屋呉服関係文書には、元和9年(1623年)に東福門院自身と家中の女性のために注文された呉服、及び贈答用に注文された呉服の代金を請求するのに伴って、寛永元年に書き上げられた『女御様御めしの御ふく 同御つかいこそて上申候帳』や、慶長16年(1611年)以降、千代田城大奥の老女刑部を介して行われた呉服代金支払いに関する受け取りの控類なども含まれている(表1)。

以下では、ここに示した千代田城大奥と雁金屋の間に交わされた会計文書を通じて窺われる両者の金銭上のやりとりの詳細を記し、呉服注文における最終段階に当たる代金の精算工程などを明らかにするが、その前提として注文主である大奥と雁金屋の間で交わされた呉服注文の

文書や制作された呉服の制作費や請求代金にも触れておく必要がある。

表1

【小西家旧蔵光琳関係資料とその研究】 における名称	制作年
雁金屋受取書控	慶長十六年七月十一日
徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書	慶長十七年十月二十七日
徳川秀忠大奥老女刑部支払書	慶長十八年六月二十一日
徳川秀忠大奥老女呉服注文書(包み紙に「慶長十九年まときさま御あつらへふん」とある)	慶長十九年
徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書	元和元年九月十九日
徳川秀忠大奥老女呉服注文書(包み紙に「女院様御用之節江戸様よりこふく代下しおかれ候御ちうもんとも也」とある)	元和二年
徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書	元和二年五月二十日
徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書	元和三年八月十二日
徳川秀忠大奥局呉服支払書	元和五年八月十二日
徳川秀忠大奥局呉服支払書	元和六年七月三日
徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書	元和七年六月一日
徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書	元和七年八月十八日
徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書	元和七年十月六日
徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書	元和七年十一月十三日
徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書包紙	元和七年十二月十九日
徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書	元和八年二月二十日
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書	元和八年六月二十二日
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書	元和八年十二月十八日
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書	元和九年五月十三日
徳川秀忠大奥老女民部卿染物代支払書	元和九年八月四日
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書	元和十年正月二十九日
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書	元和十年四月十一日
雁金屋女御和子御用呉服書上帳(表紙に「女御様御めしの御ふく 同御つかいこそて上申候帳」とある)	寛永元年
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書	寛永元年九月五日
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書	寛永元年十二月十九日
徳川秀忠大奥老女民部卿紅花支払書	寛永二年正月二十三日
徳川秀忠大奥老女民部卿紅花支払書	寛永二年三月二十三日
徳川秀忠大奥老女民部卿紅花支払書	寛永二年五月一日
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書包紙	寛永二年十二月七日
徳川秀忠大奥老女民部卿支払書	寛永三年八月二十日

2. 千代田城大奥からの呉服注文書類から示唆されること

(1) 『徳川秀忠大奥老女呉服注文書』 慶長19年(1614年)

慶長十九年

ゑとさま 御あつらへふん

- 一 大御所さま 御ふく 十たん
 - 一からちや いてきたて
 - 一あさき 御たけ三しゃく八寸
 - 一くろからちや

御もん所あふひまる御おくミにハ

御もんつけ候ましく候

- 一 大御所さま 御とうふく 五つ
 - いろいろにうつくしくも
- 一 大御所さま 御おひ 五すち
 - たんなどにこしらへ
- 一 しゃうくんさま 御ふく 十たん
 - 一くろからちや いてきたて
 - 一あさき 御たけ四しやく
 - 一くちは 御もん所あふひのまる
 - 一こいもへき 大きにも又ちいさくも
 - 一こん なきやうによきほとに
- 一 ミたいさま 御ふく 十たん 此内 御たけいつものことく四しやく
 - 一御そめ物 御ちなし 五つ
 - 一御かたすそ 三つ
 - 一御四つかわり 二つ
 - いかにもいかにもこからに
- 一 ミたいさま 御つし 十たん 御たけ三しやく九すん五ふん
 - 一御ちくれない 色々に 五つ
 - 一御かたすそ 三つ
 - 一御四つかわり 二つ
 - いかにもいかにもこからに
- 一 ゑちせんさま 御ふく 六たん
 - 正五九月にて 此内 そめぬいはく 三つ
 - 御はくと御そめ物と 御そめ物 三つ
 - 二つつ、九月くれの 御かたすそ 一つ
 - 御ふく一すんつ、なかく
 - たち候へく候
 - いかにもいかにもこからに
- 一 わかささま 御ふく 同 四たん 御たけ六すん五ふん
 - これハ九月正月の

- 御ふく五月のハあなたに
御さ候よし
- 一 おわりの 御ふく 五つ
さい将さま 御たけ五月のハ三しやく七すん
一こん 九 月 三しやく七すん五分
一あさき 御正月 三しやく八すん
一もへきハかのこもよく候へく候
御たけおなしく
- 一 とうたうミの 御ふく 五つ
中将さま
- 一 ひたちの 御ふく 五つ
少将様 御たけ五月の三しやく五すん
九 月 三しやく五すん五分
御正月 三しやく六すん
- 一 あまこさま こそて 六つ
御いろなし 正五九月二つつ、
いろいろに

以上 二月二日御かきたてうけとり申候

この資料は、後述の支払書とは目的も内容も大きく異なるが、それらの会計文書が作られた背景を示すものとして重要である。徳川秀忠の大奥から雁金屋への慶長 19 年分の呉服注文の控で、表題に「ゑとさま 御あつらへふん」とあることにより、江戸城大奥よりの注文であることがわかる。

また控の最後には、「以上 二月二日御かきたてうけとり申候」と注書きしていることから、注文者が呉服商に対して「かきたて(書き立て)」と呼ばれる注文書を送ることによって呉服注文が行われることもあったことがわかる。これは、注文者が雁金屋に「江戸様」と呼ばれる江戸の千代田城大奥であり、注文を受けたのが遠く離れた京都の雁金屋であったことから、とられた方法であるかもしれない。注文者が上方在住ならば、雁金屋が出向いて注文を聞き、書きとめた可能性が高い。

注文の内容には、生地についての記述は見られないが、技法に関しては「御そめ物」「かのこ」

「御はく」「そめぬいはく」「御ちなし」などの記述が見られることから、織い締め絞り・鹿の子絞・摺箔・刺繍が用いられていることがわかる。また意匠構成は、「御かたすそ」「御四つかわり」とあり、大名クラスの上級武家女性が着用したと考えられ、制作年代が慶長末期から寛永初期に比定されているいわゆる「慶長小袖」のうち、その初期型とされてきた小袖がまさにこれらに当たる。

雁金屋の受取書控や大奥老女による支払書などに見られる金額は、このような呉服の代金であったとすれば、小袖変遷史における、「慶長小袖」の制作代金が推測できる点で貴重である。

また注文は、五月・九月・正月(翌年)に着用する衣服に関するものであり、端午の節句・重陽の節句、正月人日など、男子の儀礼のある時期に備えて、男女の衣服をまとめて発注したものであると思われる。

生地は「御かたおり」と記されているものがあり、僅かではあっても、紋織物の着物が発注

されていたことがわかる。また、衣服の種類は、「御ふく」「御つし(辻)」「御とうふく(胴服)」「御おび」が見られ、「御ふく」は絹綿を入れたスリーシーズン用の着物、すなわち小袖、「御辻」は夏用の麻の単仕立ての着物を指すと思われる。

(2)『徳川秀忠大奥老女呉服注文書』 元和2年(1616年)

慶長19年の「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」同様、江戸の千代田城大奥から雁金屋への、元和2年分の呉服注文の控である。記述の内容は前出、慶長19年の『徳川秀忠大奥老女呉服注文書』に類似しているが、包紙の上書に、「女院様御用之節 江戸様より御こふく代 下しおかれ候 御ちうもんとも也」とあることから、東福門院が「女院」となって以降(寛永6年以降)に、雁金屋がこの控の包み紙に上書きしたと推測される。おそらく東福門院のためのまとまった呉服注文がなされた時に、これらの注文も同時になされ、代金は元和2年のこの呉服注文だけでなく、別に行われた東福門院の呉服代金とともに、江戸の大奥から支払われることになっていたのであろう。

(3)『徳川秀忠大奥呉服注文書』 年未詳

徳川秀忠大奥から雁金屋への呉服注文の控。記された時期については不明だが、注文主(着用予定者)が慶長19年の『徳川秀忠大奥老女呉

服注文書』、元和2年の『徳川秀忠大奥老女呉服注文書』と共通していることから、これらとほぼ同時期の呉服注文を記したものと考えられる。

文中、「一 あかき御つかい物 十五たん ちくれない 十 ちしろちあさき 色々五たん」と記されているが、これらは贈答用に注文されたものと推測され、他の例のように「御ふく」「御つし」などと表記されていないことから、指定した地色の無地の反物の状態で納品されるものであった可能性がある(註3)、あるいは模様や技法は当時の身分や性別に応じた一般的なものにするように一任されていたのかもしれない。

3. 雁金屋による、呉服制作代金及びその明細に関する文書から示唆されること

(1)『雁金屋女御和子御用呉服書上帳』 寛永元年(1624年)

表紙に、「元和九年いのとしノ分 女御様御めしの御ふく 同 御つかいこそて上申候帳 かりかねや」、奥付に、「右惣代銀合七貫八百六拾四匁 寛永元年 九月廿三日 かりかねや(印)」とあるように、元和9年(1623年)に雁金屋が複数回に渡り、東福門院自身が着用する小袖と、「御つかいこそて(御遣小袖)」すなわち贈答用の小袖を納品した分についての、寛永元年9月23日付けの代金の請求控である。

第1丁表頁に、

- 一 御ねり嶋小袖 五つ
 沓つ二付九十五匁つ、
 代銀四百七拾五匁
- 一 御綾嶋小袖 三つ
 沓つ二付八十七匁五分つ、
 同百七拾五匁
- 一 御かわり物小袖 三つ
 沓つ二付九十七匁つ、
 同式百九拾沓匁

とあるように、縞模様の練平絹地の小袖(「御ねり嶋小袖」)と同じく縞模様の綾地の小袖(「御綾嶋小袖」)、また実態は不明ながら「御かわり物」の小袖が、それぞれ 95 匁、87 匁 5 分、97

匁の価格であることから、これらは日常着(後述の理由により男性への贈答用の小袖である可能性がある)として発注されたものであることがわかる。また、これに続けて、

但御こそて壱つニ式百五十め入

- 一 右之御中入綿式貫五百目
綿百め二つき拾壱匁つ、
代銀貳百七十五匁
合御仕立こそて十のふん極月朔日ニ上申候

とあり、小袖 1 領につき重さ 250 目の中綿を入れること、綿の重さ 100 目に対してその価格は 11 匁であったこと、納品時の明細に小袖の価格とは別に中綿の価格を記していたことがわかる

(註 4)。また「合御仕立こそて十のふん極月朔日ニ上申候」とあることから、これらの製品はこの年の 12 月 1 日に納品されたこともわかる。同じく 12 月 9 日納品分では、

- 一 御白ふくさ小袖 七つ
壱つニ付八十七匁つ、
同六百九匁
- 一 御綾嶋小袖 五つ
壱つニ付九十めつ、
同四百五十目
- 一 御ねり両めん小袖 三つ
壱つニ付百十匁つ、
同參百三十目

但御こそて壱つニ式百め入

と記されており、1 領につき白平絹地の無地小袖(ふくさ小袖)が 87 匁、縞模様の綾地の小袖が 90 匁であることがわかるが、前出の綾縞小袖や後出のふくさ小袖と、僅かながらとはいえ価格が異なる理由はわからない。また、「御ねり両めん小袖」は、1 領の単価がこの書上書の中で他の小袖のいずれよりも高くなっており、「両め

ん」(両面か?)が表地と裏地という意味であれば、この小袖は裏地にも模様を表わした、リバーシブルタイプの小袖、あるいは裏地にも練絹を用いたものかのどちらかと考えられるが、即断はできない。

さらに 12 月 13 日納品分では、

- 一 御唐おり嶋小袖 貳つ
壱つニ付百廿めつ、
同貳百四拾目
- 一 御かう嶋小袖 五つ

- 壱つニ付八十三匁つ、
 代銀四百拾五匁
 一 御のしめ小袖 五つ
 壱つニ付百三匁つ、
 同五百十五匁
 一 御染物小袖 五つ
 壱つニ付百十匁つ、
 同五百五十目
 一 御白ふくさ小袖 三つ
 壱つニ付八十三匁つ、
 同式百四拾九匁
 一 右廿の御中入わた六貫め 但御こそて壱つニ三百め入
 わた百めニ付十一匁つ、
 同六百六十目

と記されており、これまでと共通する小袖のほかに、「御唐おり嶋小袖」、「御のしめ小袖」の名が見える。この中で注目すべきは「御のしめ小袖」と記されているもので、通常、鬨斗目小袖は武家男性が袴や素袍を着用する際に着る小袖であり、女性が着用するものではない。第1丁表頁から第2丁裏頁にかけて見られる「嶋小袖」や「ふくさ小袖」に加えてその他の小袖も、無地や縞模様の小袖が多いことから、男性への「御つかいこそて（御遣小袖）」すなわち贈答用の小袖であった可能性が高い。

また第3丁表頁の最後に、「合御仕立こそて廿のふんハ極月十三日ニあけ申候 右三度ニ御仕

立合四十五也」とあるように、12月13日に20領を納品したことで、12月の納品総数が総計45領になるとしており、一ヶ月に45領もの多数の小袖が東福門院に納品されていたことがわかる。また、続く第3丁裏頁の最初に「女御様御呉服」と表題した後は、具体的に生地・技法・模様・裏地の内容を明記した小袖が記されていることから、第3丁表頁までは男性用御遣小袖が記されていると考えられる。

(2)「注文覚 辰七月」 年未詳
本資料は、

- 上
- 一 式百四十八匁 御帷子 一反
 御ちくろ長たかの羽ひわかのこ
 き、やうにはしへ金糸たかのは白ニ
 しわけくろへに上もんニ半きく
 あかへにかのこあさきかのこ小さく
 白ニしわけ金糸紫いと
 百四十二匁 染縫
 七十五匁 地
 〆式百十七匁

のような表記形式をとり、最初に完成品の代金と呉服の種別・員数を記したのち、仕様の概要を記述し、続いて職人に支払った工賃の明細とその合計を記載している。文頭に示されている価格は、工賃の総額に店としての取り分(利益)を加えたものである。

注文された呉服が完成すると納品書をかねた請求台帳を制作することになるが、その前段階として各注文品ごとにかかった生地代や染代、刺繍代などを調べ、書き上げる作業が必要となる。『注文覚 辰七月』は、文書に使用されている紙の質や記された書体から、会計台帳ながら、後者の性格を持つものであると考えられる。一方、時代はやや下がるが、同じく東福門院の呉服注文に関わる台帳である延宝6年(1678年)の『女院御所様御用御呉服諸色調上申付之御帳』

は前者に当たるものである。

そして完成した呉服を納品したのち、後日まとめて当該年の合計代金の請求が行われるが、その際には個々の呉服について注文の内容と請求代金を記した前述の納品用台帳を兼ねた請求台帳が作られた。発注者はこれに基づいて支払いを行ない、これに対応して呉服屋からは発注者に、以下のような領収書が送られたと考えられる。

(3)『雁金屋受取書控』慶長16年(1611年)

雁金屋から千代田城大奥に宛てた慶長16年7月11日付けの、慶長9年から同14年年までの呉服注文に対する支払いの領収書と、同日付け慶長15年分の呉服注文に対する支払いの一部についての領収書、ふたつの控。

慶長九年たつのとしから
同十四年とりのとしまで
御そめ物之御かねうけとりみなみな
あいすミ申候
七月十一日 かりかねや
かきはん
きやう部さままいる

とあるものは、総額を示してはいないが、慶長9年から同14年までの呉服代金の支払いがす

べて終了したことを示す領収書である。一方、

慶長十五年いぬのとしのふくの
御そめ物之代七貫六百八十め
右之内へうけとり申ふん
一九百九十六匁 たし申きかねにて二まい はん四郎さまより

一壺貫五百め はん四郎さまより

一へにのはな 六十一斤 廿五匁
右之ふん御さし引なされ候て
くたされ候へく候
かりかねや
かきはん
七月十一日

あとさま
きやう部さままいる

とあるものは、一部支払いが済んだ分を示したのち、残り分を請求している文書と考えられるが、これらの文書とともに、「このふん二つかきてすみ申し候 とめ也」という文書が同梱されていることから、後日不足分の支払いを受けて、請求総額の受け取りが完了したことがわかる。

なお、千代田城大奥と雁金屋の間でやり取りされた資料では、「きやう部」(刑部)に宛てて雁金屋から出された文書と、逆に刑部から雁金屋に宛てて出された文書が多く、「刑部」すなわち徳川秀忠大奥老女刑部が呉服注文の一切を取り仕切る立場にあった人物であることがわかる。

ここで「刑部」と呼ばれている人物は、慶長2年(1597年)、徳川秀忠の正室崇源院(江)が妊娠、出産した際、千姫の乳母となった刑部卿局(ぎょうぶきょうのつぼね)である。元亀元年(1570年)に浅井長政の娘として誕生しており、崇源院の異母妹に当たる。崇源院の乳母で、当時崇源院の侍女だった民部卿局(後述)

と共に上臈として仕えていた。また「あとさま」は崇源院のことで、文中「あとさま きやう部さま」とは、「崇源院様付きの刑部卿局様」という意味である。

なお、本資料に名が記されている「はん四郎」は大奥からの支出に関する会計担当の人物であろうと推測される。

4. 千代田城大奥から雁金屋に出された支払い確認書から示唆されること

(1)「徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書」 慶長17年(1612年)

呉服の発注者側から呉服屋へは、以下のような「支払書」が出された。本資料は、慶長17年10月27日付けの、慶長15年戌の年の呉服注文に対する残金支払いの確認書(明細書)と、慶長16年亥の年の呉服注文に対する支払いの確認書(明細書)である。

慶長十五年いぬのとしのかりかねや御かけ
引残て 四貫九十式匁分
此内御まけふんハ 壹貫九十式匁目
わたしふんハ 合三貫目
此ふん小はんにしてハ 壹両二つき六十八匁四分
四十三両と銀子五十八匁目八分
これにていの年(ママ)ふんハすミ申也
慶長十六年いの年ふんかりかねや御かけ
八貫九十目
此内御まけニハ
壹貫九十目
引残てわたしふん
合七貫目也
但此代 壹両二つきて六十八匁
小はん四十両 此分にわたし候へハ壹枚七匁おほく候
銀子百まい
此わたしかた

いぬの年ふんいの年ふん二年ふんすミ申也

あとさまより

慶長十七年子ノ十月廿七日(印)

きやう

かりがねや

まいる

御はん二ツあり

とあり、また切り紙に、

合十五貫七百七十七匁

十五年

七貫六百八十匁

十六年

八貫九十七匁

と墨書され、慶長15年分として、前出、慶長16年7月11日付けの「雁金屋受取書控」の冒頭に「慶長十五年いぬのとしのふくの御そめ物之代」として記されている金額(請求代金の総額)と同じ金額が記されている。「御まけふん」(値引き分)の金額を含みながらも、この金額の支払いが完了したことを示しており、この部分については、慶長16年「雁金屋受取書控」に対応していることがわかる。

おそらく慶長16年分についても、慶長17年分の「雁金屋受取書控」のようなものがあり、慶長17年10月27日付けの本資料は、これにも対応していると推測される。

なお、支払いが完了した時点で、このように注文者側から呉服商に対してそれを確認する文書が出されている点については、注文者が支払いに際して値引きを求めたことによるとも考え

此分にてねのとしの分すミ申候まゝ日記をも

そへてのほせ候此日記のおくにすミたるとかきつけ候て又

五百匁のうけとりをもへちニかけ候へく候

とあり、「これで子の年の分の支払いは済んだので、雁金屋から出された納品書も添えておくので、その後ろの部分に「支払済み」と記し、ま

られるが、確証はない。

前年分だけでなく二年前の「かけ」(つけ)の残金の支払いを合わせて行っていること、「おまけ」分を「かけ」から除外してもらって支払いしている点が興味深い。また、「一へにのほな六十一斤 廿五匁 右之ふん御さし引なされ候く たされ候へく候」とあり、代金の支払いの一部を紅花の現物渡しで行っている点も興味深い。

文中、「きやう」は前出刑部卿局のことである。

(2)「徳川秀忠大奥老女刑部支払書」 慶長18年(1613年)

徳川秀忠大奥老女刑部から雁金屋に宛てた、前年慶長17年子の年の呉服注文に対する残金支払いの確認書(明細書)。慶長18年6月21日付け。

た「五百匁の領取書も別に作って欲しい」と求めている。

(3) 徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書 元和元年 (1615年)

前出資料同様、徳川秀忠大奥老女刑部から雁金屋に宛てた、元和元年卯の年9月19日付け、前年慶長19年寅の年の支払いが完了したことを確認させ、領収書を要求する文書。

(4) 徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書 元和二年 (1616年)

徳川秀忠大奥老女刑部から雁金屋に宛てた、元和2年5月20日付け、元和元年卯の年の呉服注文に対する支払いの確認書(明細書)。「此内式貫三百三十五匁 御まけ申候へく候」と、注文者側から「おまけ」を要求している点が興味深い。

(5) 徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書 元和三年 (1617年)

徳川秀忠大奥老女刑部から雁金屋に宛てた、元和3年8月12日付け、元和3年巳の年8月12日までの呉服注文に対する支払いの確認書(明細書)。「巳の年に御そめ物をかりかねやより上申候御代の事」とあり、納品することを「上げる」といったことがわかる。

「かさねて上申され候御そめ物の御さんよふ候て くだしたいに御かねをわたし申へく候」とあり、追加納品された分について、雁金屋が代金を計算し請求し次第支払いする旨を伝えている。

(6) 徳川秀忠大奥局呉服支払書 元和5年 (1617年)

徳川秀忠大奥局から雁金屋に宛てた、元和5年未の8月12日付け、元和4年午の年の呉服注文に対する支払いの確認書(明細書)。「三十貫八百十五匁 但むまのとしにひやうへもんかたよりわたし」とあることから、元和4年中に一部が既に支払われていたことがわかる。

最後に「御つかひハ わだ七郎兵衛殿 御小人 三へもん 同 助へ□□」と記しているこ

とから、この確認書を大奥から持参した人物の名が分かる。

(7) 徳川秀忠大奥局呉服支払書 元和6年 (1618年)

徳川秀忠大奥局から雁金屋に宛てた、元和6年申の7月3日付け、元和5年未の年の呉服注文に対する支払いの確認書。徳川秀忠大奥(前後の関係から老女刑部と考えられる)が雁金屋に対して、元和5年12月26日支払い分とおまけ分、元和6年申7月3日支払い分を合計した結果、未年分の支払いが完了したことを確認させている。

「御はく御そめ物」とあることから、摺箔と染を併用した呉服についての支払いであることがわかるが、現存するいわゆる「慶長小袖」に当たるものであろう。

(8) 徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書 元和7年 (1619年)

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和7年酉6月1日付け、元和6年申の年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。

(9) 徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書 元和7年 (1619年)

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和7年酉8月18日付け、元和6年申の年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。それまでの支払い分とおまけ分を合計した結果、申年分の支払いが完了したことを確認させている。

「元和六年申のとし中上申候 御そめ物の代ちやうのおもて 銀子式十九貫九十七匁 此内へわたし分」と記していることから、雁金屋から大奥への請求書の表に請求総額が記されていたことがわかる。

(10) 徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書 元和7年 (1619年)

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和7年酉10月6日付け、元和6年申の年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。前出元和7年酉8月18日時点で終了していなかった申年分の支払いについて、支払い済み分を確認させるとともに、値引きを商品種別ごとに具体的に要求している。

「ゑと様より御かねノ御ちうもん 民部卿 酉十月六日 かりかねや まいる」と包紙に記載されていることから、「民部卿」が仲介役または大奥の使いとしての役割を果たしていたことがわかる。

「民部卿」とは、民部卿局（みんぶきょうのつばね、生没年不詳）のことで、はじめ浅井家の侍女として仕えていたが、浅井長政と正室・市との間に江が生まれた際に乳母となる。徳川秀忠に江が嫁いだ際も従い、大奥入りする。大奥入りした後は崇源院の筆頭女中として千姫の乳母・刑部卿局とともに仕えた。

(11) 徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書 元和7年 (1619年)

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和7年酉11月13日付け、元和7年酉の年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。「酉のとしの御さん用の中へくたされ候」とあり、元和7年の計算書に今回（元和7年酉11月13日）の入金分を記すよう求めている。

「ゑと様より 御ちうもん 壱ッ 酉十一月十三日 民部卿 かりかねや まいる」とあることから、「ちうもん」とは、大奥からの要求（ここでは上記の内容を要求している）であることがわかる。

(12) 徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書包紙 元和7年

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和7年酉12月19日付け、元和7年酉の年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書の包紙。「ゑと様より 御ちうもん 壱ッ 酉

十一月十三日 民部卿 かりかねや まいる」とあることから、の中には(11)「徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書」（元和7年11月13日付け）とほぼ同様の表記形式による、元和7年酉12月19日付け、元和7年酉の年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書が含まれていたと考えられる。

(13) 徳川秀忠大奥老女民部卿呉服支払書 元和8年

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和8年戌2月20日付け、元和7年酉の年の呉服注文に対する支払いが済んだことを雁金屋に確認させる書簡。元和7年9月から12月にかけて残金の支払いを行い、「残て三貫八百三十七匁ハまけ申分 惣以上 合五拾貫八百廿七匁 此ふんにて右ノたかニあひすミ候」とあり、最後に残った3貫837匁をまけさせて、すべて清算が終わったことを雁金屋に確認させている。

(14) 徳川秀忠大奥老女民部卿支払書 元和8年

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和8年戌6月22日付け、元和8年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。

(15) 徳川秀忠大奥老女民部卿支払書 元和9年

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和8年戌12月18日付け、元和8年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。

(16) 徳川秀忠大奥老女民部卿支払書 元和9年

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和9年亥5月13日付け、元和8年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。「受け取りしように上られ候べく候」とあり、雁金屋に対し、支払いに対する領収書をくれるよう要求している。

(17) 徳川秀忠大奥老女民部卿染物代支払書 元和9年

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和9年亥8月4日付け、元和8年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。「これにて戌のとしのふん みなみなすミ申候とのうけ取りやうを いたしあげ申し候へく候」とあり、雁金屋に対し、全額清算が済んだ旨の領収書をくれるよう求めている。

(18) 徳川秀忠大奥老女民部卿支払書 元和9年

徳川秀忠大奥老女民部卿から雁金屋に宛てた、元和9年亥12月22日付け、元和9年の呉服注文に対する支払いの一部についての確認書。

むすび

以上、呉服商雁金屋に伝存した千代田城大奥との会計文書のやり取りを通じて明らかになった、上流武家女性の呉服注文における会計処理について述べてきた。江戸時代における呉服注文は、大きく分けて(1)呉服の受注と仕様決定、(2)呉服の制作、(3)納品・代金の清算という工程からなっているが、本論文では、これまでまったく関心の寄せられていなかった呉服注文における代金の清算に関する詳細を明らかにすることを目指した。もとよりその概要を知り得たにとどまったが、さらなる資料の検討によってこれがいっそう詳細にわかる日も来ると思われる。

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究C「近世呉服注文・制作に関する研究」(2013年度～2015年度)、及び本学の平成28年度総合文化研究所研究助成による「千代田城大奥女性の服飾に見られる特徴と大奥における呉服注文の実態に関する調査研究」の延長線上にあるものであり、同時に現在得ている科学研究費補助金・基盤研究C「小袖雛形本・型染見本帳・色見本帳等の所在及び現存状況に関する研究」(2016年～2018年)に関連する研究の中で、2016年度から17年年度にかけて得た成果を大きく含んでいる。

註1 「呉服」とは、日本の伝統的衣服のことで、特に近世以降は小袖系の衣服(広義の小袖)のうち高級な衣服を指す言葉として使われていた。江戸時代には、紬・木綿などの織物あるいはこれらで仕立てられた小袖系衣服を「太物」と称したのに対し、絹織物・上布、及びこれらで仕立てられた小袖系衣服を「呉服」と称した。

註2 「江戸時代初期における武家女性の呉服注文関連資料と呉服注文の実態 - 慶長七年(1602年)『御染地之帳』の記述からわかること -」『総合文化研究所紀要』第24号(平成30年3月刊行予定)において、『御染地之帳』における記述の特徴と、そこから窺がわれる武家女性の呉服注文の実態について論述している。

註3 「あかき御つかい物」と記されているものに、「ちくれない」以外に「ちしろちあさき 色々」と地が白や浅葱ほかいろいろなものが含まれていることから、「あかき御つかい物」とは、「色なし」とは逆に、地色や模様「赤」や「紅」が用いられているもの、すなわち能装束という「色入り」に当たるものであるとも考えられる。

註4 但し、後出の類似記載では、中綿の単価は同じであるが、使用量は、1領につき200目、300目と、同じ月に納品しているにもかかわらず、中綿の量が異なっている。理由はわからない。